

## 水道料金等収納業務委託公募型プロポーザル方式実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、水道料金等収納業務（以下「本業務」という。）における事務の効率化と利用者サービス等の一層の向上を図るため、検針・収納等に関連する業務を行い得る能力を有する民間事業者の中から、業務に対する意欲、資質及び技術能力等が優れた者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

(業務執行場所)

第2条 本業務の執行場所は、喜多方市役所水道庁舎に事務所を置き、喜多方市水道事業給水区域全域及び喜多方市給水施設給水区域とする。

(委託業務の概要)

第3条 本業務の委託範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受付業務（電話、来所者への対応）
  - (2) 検針業務（再調査を含む。）
  - (3) 検定期限満了水道メーター一斉交換に伴う事務処理等業務（取替作業を除く）
  - (4) 調定、調定更正業務
  - (5) 収納、滞納整理業務
  - (6) 精算業務
  - (7) 開栓、閉栓業務
  - (8) 給水停止業務
  - (9) 給・配水管等の技術的（給水装置の漏水、濁り水などを含む。）な不具合、事故等（以下「給・配水管等の不具合」という。）に関する初期対応
  - (10) その他、(1)から(9)に附帯する業務で、喜多方市水道事業が必要に応じ指示する業務
- (委託期間)

第4条 委託期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。

2 業務委託開始日までに準備期間を定めるものとし、当該期間に関する経費は、受託事業者の負担とする。

(参加募集等)

第5条 プロポーザルへの参加募集は、喜多方市公告式条例（平成18年1月4日 喜多方市条例第3号）に規定する掲示場及び水道課掲示場において公告するとともに、喜多方市ホームページ及び喜多方市水道課ホームページにおいて閲覧に供するものとする。

(参加資格)

第6条 プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 令和元、2年度喜多方市工事等請負者有資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11

年法律第 225 号) に基づく再生手続き中の者でないこと。

- (4) 喜多方市建設工事等入札参加資格制限措置要綱に定める措置期間中でないこと。または、措置期間を経過していること。
- (5) 国税及び地方税に滞納がない者であること。
- (6) 過去に 3 年以上の公共料金徴収業務受託実績を有し、かつ当該業務委託の目的達成に必要な従事者を配置できる者であること。
- (7) 常時雇用関係があり、かつ公共料金徴収業務について 3 年以上の実務経験を有する業務責任者を配置できる者であること。
- (8) 個人情報情報の漏えい、滅失、き損、または改ざんの防止、その他個人情報情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。

(受託者選定方法)

第 7 条 本業務の受託者選定にあたり、プロポーザルによる技術提案及び企画提案の評価を行うため、水道課内に水道料金等収納業務委託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し審査を行う。

(参加申込及び辞退)

第 8 条 プロポーザルへの参加申込を希望する事業者（以下「参加申込事業者」という。）は、別に定める参加申込書を所定の期限までに喜多方市水道事業喜多方市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

- 2 参加申込書の提出方法は、持参又は郵送によるものとする。
- 3 参加申込事業者は、次に定める書類を参加申込書に添付し、市長に提出しなければならない。
  - (1) 会社概要
  - (2) 財務状況（直近 2 か年の会計年度における貸借対照表及び損益計算書）
  - (3) 労働条件関係書類
  - (4) 賠償保険加入状況関係書類
  - (5) 類似業務受託実績表
  - (6) 類似業務受託実績を証する契約書の写し、又は実績を証明できる書類
  - (7) 国税及び地方税に滞納がないことの証明書

4 参加申込事業者は、プロポーザル方式参加辞退届の提出により、随時プロポーザルへの参加を辞退することができる。

(資格審査及び審査結果通知)

第 9 条 審査委員会は、参加申込事業者から提出された参加申込書及び添付書類に基づき、参加申込事業者のプロポーザルへの参加資格について審査する。

- 2 審査の結果、プロポーザルへの参加資格を有すると認められた参加申込事業者に対し、資料の閲覧日時及びこれに対する質問受付期間を記載した、別に定める参加要請書により、プロポーザルへの参加を要請するものとする。

- 3 審査の結果、参加申込事業者がプロポーザルへの参加資格を有しないと認められる場合は、別に定める参加資格審査結果通知書の送付をもって、プロポーザルへの参加を認めない旨を通知するものとする。

(資料の閲覧)

第10条 前条第2項の規定により、プロポーザルへの参加要請を行った事業者（以下「参加事業者」という。）に対し、日時を指定し、資料の閲覧を実施するものとする。

なお、指定日時以外の資料の閲覧は認めないものとし、当日参加しなかった場合は、資料の閲覧の必要がないと判断したものとみなす。

- 2 前項の規定による資料の閲覧に際し、資料の持ち出しは認めない。

- 3 資料等の閲覧等において知り得た情報は、他に漏らしてはならないものとする。

(業務提案書の提出)

第11条 参加事業者は、実施要綱及び別に定める募集要領に従い、次に定める項目についての業務提案書及び各資料を作成し、所定の方法により期日までに提出しなければならない。

- (1) 会社概要及び財務状況（直近2か年の会計年度における貸借対照表及び損益計算書）
- (2) 受託実績
- (3) 業務体制及び業務執行計画
- (4) 地域貢献（地元経済・地元雇用）に対する考え方
- (5) 窓口受付業務に対する考え方
- (6) 収納業務・滞納整理業務に対する考え方
- (7) 入金整理及び口座振替業務に対する考え方
- (8) 検針・再調査業務に対する考え方
- (9) 開栓・閉栓業務に対する考え方
- (10) 中止精算業務に対する考え方
- (11) 研修体制に対する考え方
- (12) 個人情報保護に対する考え方
- (13) 防災、災害及び緊急時等危機管理に対する考え方
- (14) その他の業務提案

- 2 プロポーザルに係る各書類の提出場所は、喜多方市建設部水道課業務係とする。

- 3 業務提案書は、日本語を使用し、日本工業規格A4版縦置き横書き左綴りで作成し、袋とじにして正本1部、副本9部を提出するものとする。A3版を使用する場合は折綴りとする。電子記憶媒体での提出は認めない。

- 4 業務提案書の内容に事業者名及び金額は記載しないものとする。

- 5 業務提案書に、本事業を開始した日から令和5年3月31日までの3年間における提案見積書並びに積算内訳書を添付するものとする。なお、この提案見積書において、明確な根拠のない年度ごとの差異は認めない。

6 業務提案書作成にかかる費用については、参加事業者の負担とする。

(質問の受付等)

第12条 参加事業者は、業務提案書等の作成等に係る質問を別に定める質問書により行うことができる。

2 前項に規定する質問は、募集要領に定める方法により、当該要領が定める期限までに行わなければならない。

3 市長は、参加事業者から前2項に規定する質問を受付けた場合は、募集要領に定める方法により、当該質問に対する回答を行うものとする。

4 業務提案書等の作成等に係る質問書の提出方法は、ファクシミリによるものとする。

(プロポーザルの評価基準及び審査)

第13条 評価は、主に業務に対する理解度、説明能力、意欲、業務提案書の的確性、表現力、創造性、実施手順の妥当性、社員配置の妥当性、提案内容の根拠、解析力等を基準とし、審査は審査委員会が行うものとする。

2 審査は、参加事業者に対し、業務提案書の内容等に関するヒアリングを行った後、参加事業者から提出された業務提案書について、別に定める「水道料金等収納業務委託公募型プロポーザル方式による事業者選定基準」に基づき行うものとする。

3 審査は、各参加事業者の業務提案書の各項目について評価及び採点を行い、評価基準総合点が最も高い者を最終受託候補者（以下「受託候補者」という。）として選定する。

4 評価基準総合点は、評価項目ごとに審査委員会委員の評価点数を合計し、その平均点を採用する。小数点以下の端数があるときは、小数点第2位以下を四捨五入する。

(審査結果の報告)

第14条 審査委員会は、審査結果を市長に報告しなければならない。

(候補者の決定及び通知)

第15条 市長は、前条の報告を受け受託候補者を決定する。

2 市長は、受託候補者に選定された参加事業者に対し、受託候補者に決定された旨を、別に定める選定結果通知書により通知する。

(非選定結果の通知)

第16条 市長は、受託候補者に選定されなかった参加事業者（以下「非選定事業者」という。）に対し、受託候補者に決定されなかった旨を、別に定める非選定結果通知書により通知する。

2 非選定事業者は、市長に対し非選定となった理由の説明を求めることができる。なお、当該要求は所定の期限までに書面をもって行わなければならない。

3 市長は、前項の規定による説明要求があった場合、当該参加事業者の評価点及び順位に限り書面により交付する。

(委託契約)

- 第17条 市長は、受託候補者に決定した者と契約金額等契約条件について協議の上、令和2年度予算確定後に喜多方市水道事業契約に関する規程(平成18年 水道規程第8号)に基づき、業務委託契約を締結する。
- 2 業務委託契約の条件等については、業務提案書の内容を基本として、市長と受託候補者との協議により定めるものとする。
  - 3 受託候補者は、円滑に受託業務を行うことができるよう、自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。

(プロポーザルの瑕疵)

- 第18条 プロポーザルに関するすべての提出書類及び申告内容に瑕疵があることが判明したときは、その瑕疵について審査委員会で協議の上、参加事業者の取り扱いについて決定するものとする。
- 2 審査委員会は、必要に応じて参加申込事業者に対し、前項の瑕疵についてヒアリングを行うことができる。
  - 3 市長は、第1項に定める瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性、公平性を著しく損なう恐れがあると認めた場合は、既に決定した事項を取り消すことができる。

(失格要件)

- 第19条 参加事業者が次の各号に掲げる事由に該当した場合は、審査結果等にかかわらず既に決定した事項を取り消し、失格とすることができる。
- (1) 業務提案書の作成に関して不正行為が認められた場合。
  - (2) 業務委託契約締結前に指名停止となった場合。

(次順位の繰上げ)

- 第20条 市長は、受託候補者に委託契約を履行することができない事由が生じた場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加事業者のうち、評価基準総合点が上位であったものから順に当該業務委託の交渉を行うことができる。